

令和5年度

中小企業向け

施策のハンドブック



© TOMYTEC/イラスト:MATSUDA98

壬生町産業生活部商工観光課

中小企業施策のハンドブックについて

本ハンドブックは、壬生町内の中小企業の皆様に、各種行政支援制度をご紹介しますものです。

本書に掲載されていない支援事業も数多くありますので、壬生町商工観光課又は各機関にお問い合わせください。

目 次

経営力・技術力を強化したい	1
創業について相談したい	3
事業承継について相談したい	4
販路開拓・海外展開をしたい	5
他企業と交流したい	6
特許・知的財産権について相談したい	6
融資制度を利用したい	7
工場立地について相談したい	11
雇用や労働について相談したい	13
新規店舗を出店したい	15
空き店舗・工場用地の情報を知りたい、提供したい	17
相談窓口一覧	19

経営力・技術力を強化したい

経営革新計画認証制度の活用について相談したい

- 経営革新計画承認制度は、中小企業者が策定した「新たな取組を含む経営計画」を県が承認することで、様々な公的支援策が受けられるものです。商工会でもご相談を受け付けています。

栃木県経営支援課商業活性化担当 028-623-3176
壬生町商工会 0282-82-0475

経営改善、技術改善、倒産未然防止、労務、金融、記帳等について相談したい

- 商工会で、経営支援員等が経営上の問題についての相談に応じ、経営に役立つ助言をします。

壬生町商工会 0282-82-0475

企業経営について指導・助言を受けたい

- 経営の向上を図ろうとする中小企業等の順調な発展・成長を促進し、その振興策を提言するため、指導、助言を行っています。※専門者謝礼・旅費の経費負担が1/2必要です。

(公財)栃木県産業振興センター 028-670-2607

経営力・技術力を強化するための補助金を利用したい

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金
顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援します。

栃木県中小企業団体中央会 028-635-2300
(栃木県地域事務局)

※経営力・技術力強化のための補助金は他にもありますので、壬生町商工観光課商工振興係にお問い合わせください。

技術セミナー等を受講したい

- 実践的な研修や情報技術に係る研修などを開催します。
 (公財)栃木県産業振興センター 028-670-2606
 栃木県産業技術センター 028-670-3391

産業技術センターと共同研究を行いたい、 研究を依頼したい

- 中小企業が行う研究開発で、企業だけでは解決が困難な課題について、産業技術センターが要望を受け共同研究を行った
り、依頼により受託研究として企業に代わって実施します。
 栃木県産業技術センター 028-670-3391

デザインの無料相談や講座を受講したい

- デザイナー等の専門家の派遣や無料相談会の開催、デザイン
性に優れた商品開発に向けた実践的な能力の習得を図るため
のデザイン塾を開催します。
 栃木県工業振興課地域産業担当 028-623-3198

技術相談・支援等を受けたい

- 新技術・新製品の研究開発や生産工程などの問題点について、
技術相談に応じるとともに、製品や材料などの物理・化学試
験・測量等の依頼試験を実施します。
 栃木県産業技術センター 028-670-3391

創業について相談したい

創業について相談したい

商工会や栃木県中小企業団体中央会では、身近な支援拠点として、新規開業や独立開業など新しく事業を始めようと考えている方からの相談に応じます。

壬生町商工会 0282-82-0475

栃木県中小企業団体中央会 028-635-2300

(コミュニティ・ビジネス支援センター)

創業に関する高度な問題について相談したい

新たな事業展開等をする場合のより高度な問題に対して、相談・助言を行います。

(公財)栃木県産業振興センター 028-670-2607

創業資金の融資や補助金について相談したい

- ・ 壬生町中小企業融資制度（創業資金）

壬生町商工観光課 0282-81-1845

- ・ 栃木県制度融資（創業支援資金）

栃木県経営支援課金融担当 028-623-3181

壬生町商工会 0282-82-0475

創業に関する講座を受講したい

経営・資金調達など創業に関する基礎を学ぶことができる講座を開催しています。

壬生町商工会「創業塾」 0282-82-0475

(公財)栃木県産業振興センター「創業サポートアカデミー」

028-670-2607

事業承継について相談したい

企業再生や経営改善、事業承継について相談したい

中小企業の再生や経営改善、事業承継に向けた取り組みを支援する窓口を設置しています。中小企業診断士等の専門家による経営改善についての助言や経営改善計画等の策定支援が受けられます。

栃木県経営支援課中小・小規模企業支援室 028-623-3173
事業承継支援資金に関するご相談はこちらで受けられます。

栃木県経営支援課金融担当 028-623-3181

経営承継法による事業承継円滑化に向けた支援について相談したい

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、経営承継法に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

関東経済産業局中小企業課 048-600-0323

事業承継に関するパンフレット

中小企業の円滑な事業承継のためのパンフレットを用意しています。中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

【中小企業庁 ホームページ】

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

事業承継に関してさまざまな相談がしたい

よろず支援拠点（栃木県産業振興センター内） 028-670-2618
栃木県事業引継ぎ支援センター（宇都宮商工会議所内）

028-612-4338

販路開拓・海外展開について相談したい

仕事の受注先、発注先を広く求めたい

(公財)栃木県産業振興センターでは、県内下請中小企業の振興を図るため、受発注のあっせんや相談窓口の設置、受発注情報の提供を行っています。

(公財)栃木県産業振興センター 028-670-2603

貿易取引に関する相談をしたい

海外取引に関する様々なご質問は、日本貿易振興機構（ジェトロ）栃木貿易情報センターがご相談を受け付けています。

日本貿易振興機構（ジェトロ）栃木貿易情報センター
028-670-2366

貿易実務研修会

県内企業の貿易実務担当者を対象に、輸出入に関する研修会を開催しています。

栃木県国際課経済・交流担当 028-623-2198

中小企業海外展開支援施策集

各支援機関が実施している海外展開支援の施策を中小企業の海外展開の段階別、目的別に整理して紹介しています。

【ご利用方法】

中小企業庁のHPからダウンロードの上、ご利用ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/index.html>

他企業と交流したい

共同で事業を行いたい

栃木県中小企業団体中央会では、事業協同組合等の設立支援や事業・運営指導等の中小企業の連携に関する各種相談に応じています。

栃木県中小企業団体中央会 028-635-2300

大学や他の企業等と交流・連携したい

産学官で技術交流や情報交流等を行い、連携して新たな商品開発等ができるよう、「交流の場」を提供します。

栃木県工業振興課ものづくり企業支援室 028-623-3249

栃木県産業技術センター 028-670-2601

(公財)栃木県南地域地場産業振興センター 0284-71-1141

特許・知的財産権について相談したい

知財総合支援窓口

知的財産に関する手続等について無料で相談に応じ、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行います。

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）に関する出願、登録をはじめ、開放特許の導入支援等の相談を受け付けています。

(公財)栃木県産業振興センター 028-670-2617

融資制度を利用したい

【壬生町の融資制度】

中小企業者の経営の安定化を図るため、信用を補完し、低利で有利な融資を受けられるように設けられた制度です。

◆ 設備等合理化資金

資金使途	町内の事業所に設置する事業用の機械・車両等の購入に要する資金 町内の事業所の新增改築に要する資金		
融資限度額	2,000 万円		
融資期間・貸付利率	5 年以内 1.8%	10 年以内 2.2%	

◆ 経営改善資金

資金使途	事業経営の向上に必要な運転資金		
融資限度額	1,000 万円		
融資期間・貸付利率	3 年以内 1.7%	5 年以内 1.8%	7 年以内 2.0%

◆ 景気対応資金（保証料の 1/2 を町が補助します。）

資金使途	事業経営の向上に必要な運転資金		
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・直近 3 ヶ月間の売上額又は直近 3 ヶ月間の平均売上総利益率が前年同期と比べ 5%以上減少もしくは直近の決算期売上額がその前期と比べ減少している方が融資対象。 ・直近 3 ヶ月間の平均売上総利益率の算出が困難な場合は、直近の決算とその前期の決算の平均売上総利益率に置き換えることが可能。 		
融資限度額	1,000 万円		
融資期間・貸付利率	3 年以内 1.4%	5 年以内 1.5%	

◆ 創業資金（保証料の全額を町が補助します。）

資金使途	新規事業の開始や事業転換に必要な運転資金及び設備資金		
融資対象者	下記の A~C のいずれかに該当する方 A 同一の業種に 5 年以上勤務し、退職後 1 年未満であって、営もうとする事業がその勤務経験に関連している方、又は法律に定める資格を有し、営もうとする業種がその資格に関連している方 B 町内に事業所を有し新たに事業を開始してから 1 年未満の方 C 現在の事業を転換又は新たに別の事業を開始する方		
融資限度額	500 万円		
融資期間・貸付利率	5 年以内 1.8%		

◆ 小規模事業者資金（保証料の 1/2 を町が補助します。）

資金用途	事業経営の向上に必要な運転資金及び設備資金	
融資対象者	常時使用する従業員が 20 名(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は 5 名)以下で、新規借入を含めた保証付借入の残高が 2,000 万円以内となる中小企業者	
融資限度額	1,000 万円	
融資期間・貸付利率	3 年以内 1.6%	5 年以内 1.7%

◆ 事業承継支援資金（保証料の 1/2 を町が補助します。）

資金用途	議決権株式の取得資金、事業用資産等の取得資金、事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金、他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金、運転資金		
融資対象者	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者 等		
融資限度額	2,000 万円		
融資期間・貸付利率	5 年以内 1.8%	7 年以内 2.0%	10 年以内 2.2%

◆ 融資の対象範囲

個人の場合	設備等合理化	経営改善	景気対応	創業	小規模	事業承継
町内住民登録町内営業	○	○	○	○	○	○
町内住民登録町外営業	×	×	×	×	×	×
町外(県内のみ)住民登録町内営業	○	○	○	×	○	×

営業所の場合	設備等合理化	経営改善	景気対応	創業	小規模	事業承継
町内本社町内営業所	○	○	○	○	○	○
町外本社町内営業所	△※1	△※2	△※2	×	△※1	×
町内本社町外(県内のみ)営業所等	×	○	○	△※3	△※3	△※3

※1 町内に営業所登録がされていること

※2 町外本社に本社機能が無く、町内事業所に本社機能がある場合取扱可、要相談

※3 運転資金のみ。設備資金は不可

融資対象者

町内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営み、直近2期分の決算書が用意できる中小企業者（創業資金を除く）
※農・林・漁業、金融業等は対象になりません。
※創業間もないため、決算書を2期分添付できない場合は、残高試算表を添付してください。

貸付条件

栃木県信用保証協会の保証に付すことが必要です。

信用保証料率

保証協会所定の保証料率（セーフティネット保証の場合0.8%）になります。

償還方法

元金均等月賦償還（6か月以内の据置期間を置くことができる。）になります。

担保

取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります。

申込方法

融資斡旋依頼書に必要書類を添付の上、取扱金融機関へお申込みください。

取扱金融機関

足利銀行	壬生支店	0282-82-1230
足利銀行	おもちゃのまち支店	0282-86-1011
栃木銀行	壬生支店	0282-83-5911
栃木銀行	おもちゃのまち支店	0282-86-2288
栃木信用金庫	おもちゃのまち支店	0282-86-1711

※申込書類は取扱金融機関又は町商工観光課に用意してあります。

中小企業事業などの(株)日本政策金融公庫の融資制度の相談をしたい

(株)日本政策金融公庫宇都宮支店 028-636-7171

創業支援資金や季節資金、事業承継支援資金など県の融資制度について相談したい

栃木県経営支援課金融担当 028-623-3181

(株)商工中金の融資制度について相談したい

(株)商工組合中央金庫宇都宮支店 028-600-8050

信用保証制度について相談したい

栃木県信用保証協会 028-635-2121

金融円滑化について相談したい

「金融円滑化特別相談窓口」

栃木県経営支援課金融担当 028-623-3181

中小企業向けの公的な融資制度は、壬生町商工会でもご相談いただけます。

壬生町商工会 0282-82-0475

工場立地について相談したい (補助制度)

【壬生町産業振興奨励金】

壬生町では、町内に工場等を新設又は増改築する企業に対して、産業振興奨励金を交付します。

対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

①投下固定資産額奨励金

★みぶ羽生田産業団地・惣社東産業団地以外

交付要件	投下固定資産額が1億5千万円以上であること
対象投下固定資産	新設又は増改築するに当たり取得した土地、家屋及び償却資産 土地・・・取得後3年以内に操業を開始するもの 建物・・・既存施設の解体等に要する費用を除く
奨励金額	固定資産税相当額
交付期間	3年間
交付総額	1億円（限度額）

★みぶ羽生田産業団地・惣社東産業団地

交付要件	○投下固定資産額が1億5千万円以上であること ○常用雇用者数が10人以上であること ○用地取得日から3年以内に工場等の操業が開始されること
対象投下固定資産	新設又は増改築するに当たり取得した土地、家屋及び償却資産
奨励金額	固定資産税相当額の1/3
交付期間	3年間
交付総額	限度額なし

②用地取得奨励金

交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ○3,000㎡以上の土地を栃木県から取得していること ○用地取得の日から3年以内に工場等の操業が開始されること ○操業開始後、10年以上継続して事業を営むこと
奨励金額	操業開始時における、工場等の新設又は増改築に要した投下固定資産額が 15億円/ha以上 : 用地取得額の10/100 15億円/ha未満 : 用地取得額の5/100
交付期間	1回限り（ただし、5千万円を超える場合は5年間に分割して交付）
交付総額	限度額なし

③雇用奨励金

※投下固定資産額奨励金及び用地取得奨励金の指定事業者であること

★新規雇用

交付要件	○操業開始時に、新規雇用者として町民（雇用の日の1年以上前から町内に住んでおり、1年以上雇用される方）を5人以上採用すること
奨励金額	正社員1名につき20万円
交付期間	1回限り
交付総額	1千万円（限度額）

★定住促進

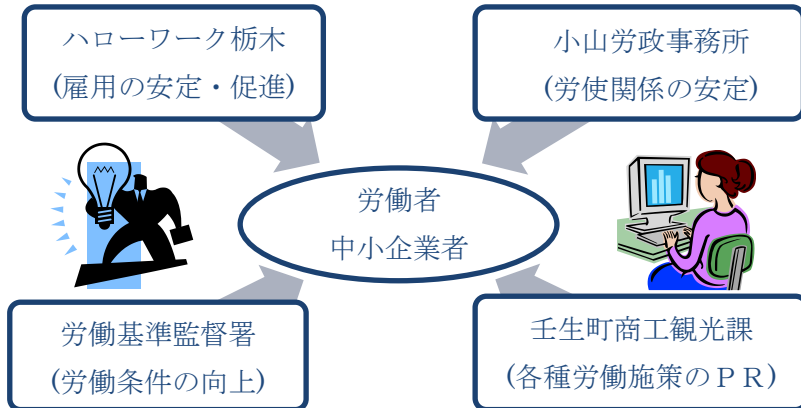
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ○申請日において、1年以上継続して雇用され、かつ、1年以上町内に住民票を有する転入者であること。 ○交付対象者が5名以上であること ○新規雇用の奨励金に該当する方及びこの奨励金の対象となったことのある方は対象外
奨励金額	正社員1名20万円もしくは指定事業者が転入者の住居移転のため要した額のいずれか低い額
交付総額	限度額なし

※奨励金の交付を受けるためには、対象工場等の指定が必要になります。指定の申請は申請書を操業開始日の90日前までに壬生町商工観光課に提出してください。

雇用や労働について相談したい

【労働行政の推進体制】

労働環境の整備や就労支援などの各種施策を通じて、労働者や中小企業の皆様を応援します。



新規学卒者など従業員を採用したい

- 求人情報をジョブモール内やインターネットで公開し、人材確保のお手伝いをします。

とちぎジョブモール 028-623-3226

【WORK WORKとちぎ】就職支援サイト

就職のための様々な情報をお届けしています。

<https://workwork-tochigi.jp/>

- 新規学卒者の採用を予定している企業と大学・短大等の就職担当者等の情報交換の場を提供します。

栃木県労働政策課雇用対策担当 028-623-3224

小山労政事務所 0285-22-4032

【新規学卒者等求人企業合同説明会】

県内求人企業と新規学卒者及び既卒者（おおむね45歳未満）を対象とした合同説明会を開催します。

※例年6月頃開催

栃木県労働政策課 028-623-3224

従業員の雇用、職業紹介、求人等に関する相談

職業相談、職業紹介、求人受理をはじめ、地域に密着した雇用に関する相談に応じます。

ハローワーク栃木 0282-22-4135

障がい者を雇用したい

事業主の皆様へ、積極的に障がい者の方を雇用していただけるよう各種ご相談に応じています。

ハローワーク栃木 0282-22-4135

労働問題の相談をしたい

労働者及び雇用者からの労働問題全般について幅広い相談に応じ、労使関係の安定と勤労者福祉の向上を図っています。

小山労政事務所 0285-22-4032

働く人のメンタルヘルス相談

ご本人やご家族、会社の上司や同僚の方からのご相談に、産業カウンセラーが無料で応じます。職場でのストレスや不安など、お気軽にご相談ください。

小山労政事務所 0285-22-4032

※事前予約による面接相談となります。

栃木県中小企業総合相談支援センター

栃木労働局が栃木県行政書士会に委託し、労務管理、経営の課題を明らかにし、問題解決を支援するための相談・コンサルティングをワンストップで行っています。

栃木県中小企業総合相談支援センター 028-611-1008

外国人材雇用等相談窓口

企業等から外国人労働者の雇用や在留資格等に関する相談を受け付けています。

弁護士による法律相談 毎月第1火曜日 10時～12時

行政書士による在留資格・ビザ相談 毎月第2水曜日 10時～12時

※要予約

公益財団法人栃木県国際交流協会 028-627-3399

新規店舗を出店したい

まちなか新規出店促進事業補助金・新規出店促進支援事業補助金

壬生町と壬生町商工会では、空き店舗等を活用した店舗を開業しようとする方に対し、必要な経費の一部を補助します。

◆ 対象区域 及び 申請先

A「近隣商業地域」⇒壬生町役場商工観光課へ申請

B「近隣商業地域以外の市街化区域」

⇒壬生町商工会へ申請※ 0282-82-0475

※壬生町商工会へご相談ください

◆ 空き店舗の要件

3月以上事業の用に供されていない店舗で、地上1階にあるもの。
ただし、同一建物に住宅部分を有する場合は、住宅部分と店舗部分が明確に分離できるもの又は店舗を目的とした賃借できる既存の建物。（B：地上1階の要件無し）

◆ 補助対象者

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き店舗等を自ら使用して事業を行うこと。
- (2) 出店する地域において、商店会が組織されているときは、その会に加盟すること。
- (3) 住所地（法人等にあつては主たる事務所）において市区町村税を滞納していないこと。
- (4) 資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有すること。
- (5) 前条の対象地域内での移転でないこと。
- (6) 壬生町商工会の経営指導を受けていること。

◆ 補助対象事業

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 開業後2年以上継続して行う予定であるもの
- (2) 小売業、飲食業又はサービス業（事業所を除く。）などのうち、まちなかの賑わいづくりに資すると町長が認めるもの
- (3) 事業を行うにあたり、必要な許可を受けている又は受けられる見込みであるもの

◆ 補助内容

A：近隣商業地域 B：近隣商業地域以外の市街化区域

(1) 改装費

[補助内容]

- ・店舗の改装及び設備に要する費用（当該店舗において行う事業に必要な範囲内のものに限る。）
- ・住宅部分を有する物件では、住宅部分と店舗部分を明確に区分するための工事に要する費用

[補助率等]

- ・補助対象経費の2分の1
(A：上限100万円、B：上限60万円)

(2) 家賃

[補助内容]

- ・店舗等の賃借に要する費用（店舗兼用住宅である場合は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。敷金、礼金その他これらに類するものを除く。）

[補助率等]

- ・営業開始の日から12か月分の家賃の2分の1
(A：月額5万円上限、B：月額3万円上限)

空き店舗・工場用地の情報を 知りたい、提供したい

【壬生町公式WEBサイト 壬生町空き店舗・工場用地等情報】

空き店舗・空き工場等の増加を防止するとともに、商工業の振興に寄与することを目的として、空き店舗・工場用地等の情報を壬生町公式WEBサイト上に掲載しております。

壬生町公式WEBサイト <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

◆ 登録の要件

空き店舗

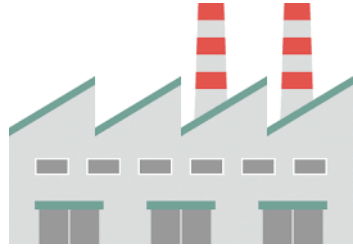
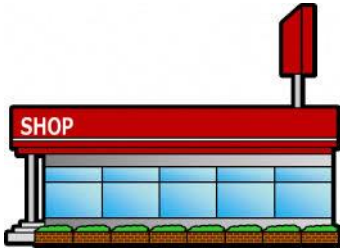
- ・入口もしくは駐車場が前面道路に接している店舗物件で、店舗として使用されていたが、現在使用されていないものを登録できます。

工場用地等

- ・工業専用地域、工業地域、または、現在工場及び倉庫、物流の用途に使用された建物が存在する土地のうち、おおむね1,000平方メートル以上の一団の土地で、工場等に供する目的で売却又は賃貸を予定している土地を登録できます。

共通事項

- ・登録は、所有者もしくは所有者と不動産売買等に関する媒介契約を締結しており、かつ、所有者等の同意を得ている宅地建物取引業者等が可能となります。
- ・消防法、建築基準法、農地法、都市計画法及びその他の法令（栃木県及び町の条例及び規則を含む。）に違反している、又は違反するおそれがある場合は登録できません。



◆ 注意事項

- ・町は空き店舗・工場用地等の情報を提供するのみで、物件の仲介・斡旋は行いません。
- ・空き店舗・工場用地等情報を利用してなされたすべての行為とその結果については、町は一切責任を負いません。
- ・掲載されている情報は、町が把握しているもののみで、すべての空き店舗・工場用地等の情報を網羅しているわけではございません。
- ・掲載されている物件に関する最新情報や詳細な賃貸条件などは、「物件に関する問合せ・連絡先」に確認してください。
- ・業種、用途によっては土地の使用に制限がある場合がありますので、事前に建設部都市計画課都市計画係（☎81-1853）までご相談ください。

◆ 掲載申込・問合せ先

壬生町産業生活部商工観光課商工振興係 0282-81-1845

相談窓口一覧

壬生町役場 壬生町産業生活部商工観光課商工振興係
0282-81-1845
E-mail keizai@town.mibu.tochigi.jp
URL <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

壬生町商工会
0282-82-0475

団体等
栃木県中小企業団体中央会
028-635-2300

融資制度
栃木県信用保証協会
028-635-2121

栃木県経営支援課金融担当
028-623-3181

(公財)栃木県産業振興センター
028-670-2600

経営力
技術力
栃木県産業技術センター
028-670-3391

栃木県工業振興課地域産業担当
028-623-3199

栃木県国際課経済・交流担当
028-623-2198

労働相談 栃木県小山労政事務所
0285-22-4032

栃木県労働政策課雇用対策担当
028-623-3224

とちぎジョブモール
028-623-3226

ハローワーク栃木（栃木公共職業安定所）
0282-22-4135

栃木労働基準監督署
0282-24-7766

公益財団法人栃木県国際交流協会
028-621-0777

政府系金融 (株)日本政策金融公庫宇都宮支店
028-636-7171

(株)商工組合中央金庫宇都宮支店
028-600-8050

国等の よろず支援拠点（栃木県産業振興センター内）
中小企業支援 028-670-2618

【経営相談ホットライン】 0570-009-111

※平日 9:00～17:00

通信料は発信者側の負担となります。

関東経済産業局経営支援課
048-600-0331

令和 5 年 3 月発行

壬生町産業生活部商工観光課商工振興係

〒321-0214 壬生町大字壬生甲 3841-1

電話 0282-81-1845 FAX0282-82-1107

URL: <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

E-mail : keizai@town.mibu.tochigi.jp